# 特定商取引法の契約書面等の電子化について



専務理事 伊藤廣幸

## 協会概要



### 理念

当団体は、リユース業界の透明性の高い 健全な発展を通じて、持続可能な循環型 社会の形成に貢献する。



① 財務体質と事業規模 売上10億円以上 IPO企業、自己資本比率10%以上 業界のリーディングカンパニーなど

### 目的

当団体は、「リユース」並びに「リユース業」の社会的認知度向上及び良質なリユース事業者の育成を通じ、わが国におけるリユース業界の透明性の高い健全な発展を図ることを目的とする。

② コンプライアンス遵守体制コーポレートガバナンスの構築状況法令違反・反社会勢力の関わり状況F C・グループ企業へのガバナンス状況

### 設立

2009年4月

③ <u>リユース事業の社内体制</u> トレーサビリティの構築状況 経営者のリユースに対する理念

正会員24社 準会員2社、研究会員10社、賛助会員16社 計52社(2022年1月末現在)

## 会員 企業

















































## ● 日本リユース業協会の取り組み





### リユースハンドブック編集・刊行

#### ●目的

リユースショップ営業に必須のスキルを持つ人材の育成 消費者が安心して利用できるリユース市場の形成

#### ●内容

「古物営業法」を中心に、「個人情報保護法」、「製造物責任法」、「資源有効利用促進法」、改正「特定商取引法」、「廃棄物処理法」などの関連法規の基礎知識や留意すべき事項などを実務の流れに沿って解説。

- ●目次
- I.リユース業の意義
- Ⅱ.リユースショップを営むための基本事項
- Ⅲ.リユースショップ営業の実務(改正「特定商取引法」を含む)
- Ⅳ.取引の信頼性を高める営業、コンプライアンス(法令遵守)営業
- V.特定の商品を取り扱う場合の注意
- VI.資料
- 発行部数

15,000部

## ● 日本リユース業協会の取り組み



### リユース検定

#### ●概要

リユースショップ営業に必要な知識を備えた人を認定し、合格者に対しては、「リユース営業士」の資格を授与します。 「リユース営業士」が増え、信頼されるリユースショップが増えることにより、リユース業界全体が健全に発展する事を目指しています。

#### ●目的

リユースショップ営業に必要な知識を備えた人材の育成を通じて、 消費者が安心して利用できるリユース市場の形成とリユース業界の 健全な発展に寄与する。

#### ●内容

「リユースハンドブック」の内容の理解度を問う検定試験を実施。合格者に対して、「リユース営業士」の資格を授与(「リユース検定 合格証」「リユース営業士 認定証」発行)

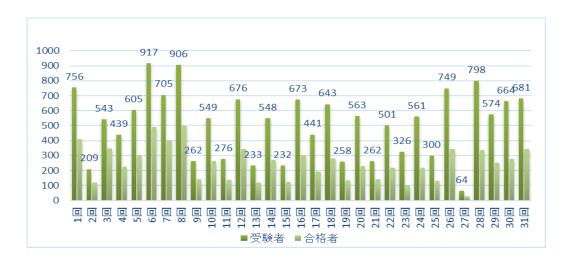
#### ●対象

リユース業に従事する従業員もしくは一般社会人、学生

#### ●出題範囲・合格基準

日本リユース業協会発行の『リユースハンドブック』より出題。 出題は選択式50問、制限時間は60分です。 1問2点、100点満点。90点以上をもって合格とします。

#### 検定の受験者、合格者推移



### ●通算結果(2021年11月末現在)

総受験者数 17,343名

合格者数 8,398名

合格率 48.4%

## ●店頭買取の仕組み



受付

お客様来店



査定

査定結果提示



查定結果承認



お客様本人確認



お客様情報登録



代金お支払い

本人確認(免許証他証憑書類提示) ※本人確認書類はコピー

お名前・住所・生年月日・職業

電子帳票もしくは書類にサイン

## ●訪問買取の仕組み



受付



お手持ち品売却希望のお客様から電話・FAX・メール等で訪問買取(査定)の依頼があった場合のみ(電話は録音)

査定



查定結果提示

查定結果承認



本人確認(免許証他証憑書類提示)
※本人確認書類はカメラ撮り

お客様本人確認



お客様情報登録



訪問依頼した旨及び査定結果の承認書類にサイン

印刷された古物取引承諾書にお客様ご自身で記帳

(お名前・住所・生年月日・職業)

代金お支払い

※クーリングオフ対象品は要告知。

## 承諾の実質化及び電磁的提供方法



## 真意に基づく承諾を確保する方法(承諾の実質化) 電磁的方法による提供の方法(高齢者等対策を含)

デジタル社会の到来は必然であり、世界と伍していくためにも一日も早い デジタル社会のシステム構築を望みたい。

弊業界においては、「古物営業法」に基づく「古物営業許可証」の交付を受けているため、売却希望者の「氏名・住所・生年月日・職業」の本人確認書類の受領及びそれ等の項目の自筆は必須であり、現段階においては、承諾の実質化及び電磁的提供方法において特段の支障は来たさないものの、今後のデジタル社会のシステム構築に向けては古物営業法との整合性を望みたい。

## ● お問い合わせ先



### お問い合わせはこちら

### 日本リユース業協会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-12 虎ノ門水野ビル5 F

URL : https://www.re-use.jp/

MAIL: <u>info@re-use.jp</u> TEL: 03-6435-6035

受付対応時間:10時~17時(土・日・祝日を除く)